

第2回定山溪小学校跡活用検討会議 会議録

■開催概要

日 時：令和8年2月16日（月）11時00分～11時40分

場 所：中定建設工業株式会社 3階会議室（南区定山溪温泉東1丁目68-1）

出席者：石川委員、陰元委員、熊谷委員、高野議長、中西委員、
布村委員、濱野委員、古川（雅）委員、古川（善）委員、
山上氏（岩佐委員代理）、長谷川氏（定山溪観光協会 事務局長）

事務局：札幌市

まちづくり政策局 都市計画部長 小林、調整担当課長 勝見、
地域計画課長 永井、調整担当係長 一柳、酒井
経済観光局 観光・MICE 推進部 観光・MICE推進課長 松平
南区 市民部 定山溪まちづくりセンター所長 太田

1 開会

事務局より、開会の挨拶

2 第1回検討会議の振り返り

事務局より第1回検討会議の内容について説明

3 サウンディング型市場調査の結果報告

事務局よりサウンディング型市場調査の結果を報告

4 今後の進め方と求める提案の方向性

事務局より以下について説明

(1) 今後の進め方（案）

地域ニーズを踏まえた取組の実現のため、地域関係者との対話を取組に反映させる仕組みを取り入れた公募型プロポーザルを実施することとしたい。

(2) 求める提案の方向性（案）

・地域として、定山溪地域全体の魅力アップに資する取組や観光業を支える取組の実現を望んでいることから、以下の地域の意見を踏まえた取組の誘導を目指す。

◆来訪者の満足度を高め、定山溪での滞在時間の延長や消費拡大に繋がる取組（飲食、物販、体験型コンテンツなど）

◆定山溪の観光業を支える取組（観光業に従事する者の生活環境の向上に資する取組など）

- ・地域関係者との対話内容を反映させながら取組内容を固めていくため、プロポーザルの提案時点では、提案のコンセプトや、そのコンセプトに基づいた取組イメージの提案を求める。
- ・併せて、地域関係者との対話により取組内容を調整するためのプロセスや対話の体制について、提案を求めることを想定している。

5 意見交換・質疑応答

【発言要旨】

- 貸付の可能性はあるのか。

（事務局）今回のサウンディング調査で貸付を希望する声もあったため、もう少し札幌市で検討したい。

- 既存建物は解体するかそのまま活用するかはどちらか。

（事務局）既存建物を使いたいという声が多かったため、札幌市であらかじめ解体するのではなく、現状のまま引き渡し、事業者の計画に応じて活用や解体を判断してもらう方向としたい。

- 公募型プロポーザルの参加者は今回のサウンディングに参加した6社に絞られるのか。

（事務局）今回のサウンディングに参加していなくても応募は可能とする予定であり、6者以外から応募がある可能性がある。

- 「地域と対話して決める」とのことだが、地域にどこまでの裁量権が与えられるのか。

（事務局）あくまで民間事業として成立させることが前提であると考えている。地域が望むことを何でも求めるというよりは、事業性を確認しながら、できること、できないことの範囲を対話しながら事業内容を詰めていく形になると思われる。

- 事業者同士のマッチングについては、公募型プロポーザル後に選定された事業者が他の事業者と組むことになるのか、公募型プロポーザルの応募時点でマッチングした状態になっているのか、どちらを想定しているか。

（事務局）その内容も含めた公募の要件については、これから具体的に詰めていくが、選定後でも組むことを許容するほうが良い取組につながるのではないかと考えている。提案時には、取組内容のコンセプトや方向性について提案し

ていただき、そのコンセプトや方向性に合った事業者と公募後に組むことを許容することが考えられる。

また、地域との対話のためにはプロポーザルの審査委員会とは別に、地域との対話の場が必要になる。地域側の誰が参加するのか、事前に観光協会等とも相談させていただきながら検討していきたい。

- 公募型プロポーザルでは、持続可能な事業を実施できる事業者を選定する必要がある。

(事務局) 別途設置する審査委員会にて、事業者の財務体制など事業性について確認する。

- 対話の期間はいつまで続くのか。期限がないとなかなか事業が始まらないという可能性があるのではないか。また、引き渡しのタイミングは対話の前か、それとも対話の後か。

(事務局) 事業開始の期限を設定するなど、対話が長期化しないような条件を設けることなどを検討したい。引き渡しのタイミングは、対話の前とした方が事業者にとって進めやすいと考えている。

(議長) 「地域との対話を前提とした公募型プロポーザル」の方向性で進めることでよろしいか。

(委員) 異議なし。

(事務局) 詳細な公募条件については、今後、高野議長とも相談しながら固めていき、事前に委員の皆様にもご確認いただきたい。

以上